

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の方針

1 基本的な考え方

(1) 歴史的風致形成建造物の管理方針

歴史的風致形成建造物の維持・管理については、愛知県や犬山市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 県及び市指定文化財

県及び市指定の文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。建造物の外観及び内部とも現状保存を基本とし、これらの建造物を維持・管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、文化財保護のため必要な防災上の措置を講ずる場合は、文化財の価値を損なわない範囲で行うこととする。

特に、民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(2) 登録有形文化財及び景観重要建造物

登録有形文化財の建造物及び景観重要建造物は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、外観の維持・保存を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、有形登録文化財や市指定文化財として登録・指定するよう努めるものとする。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観の維持・保存を基本とする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の場合とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項に基づく登録文化財について同法第64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- ② 愛知県文化財保護条例第4条第1項に基づく県指定有形文化財(建造物)について同条例第12条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第13条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 犬山市文化財保護条例第4条第1項に基づく市指定有形文化財(建造物)について同条例第11条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第3項に基づく修理の届出を行った場合
- ④ 景観法第19条に基づく景観重要建造物について同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合